

「ゆずばあちゃん」の商標使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ゆずばあちゃんの商標登録第5650102号に係る商標（以下「本件商標」という。）の使用に関し、必要な手続きを定めるものとする。

(使用許諾)

第2条 本件商標を使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめ申請を行い、町長の許諾を受けなければならない。

2 前項の規定は、使用許諾を受けた事項を変更する場合についても、同様とする。

3 町長は、前2項の規定により本件商標の使用を許諾する場合においては、条件を付することができる。

4 町長は、使用申請者が第1項及び第2項の規定による使用許諾の申請に要した費用について、一切の責任を負わないものとする。

(使用許諾の期間)

第3条 本件商標の使用許諾の期間は、前条第1項または第2項の規定により使用許諾を受けた日から当該使用許諾の期間を短縮することができる。

2 前項の期間満了後において、引き続き本件商標を使用しようとするときは、改めて申請を行い、使用許諾を受けなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、前条第1号または第2項の規定により使用許諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該使用許諾を受けた事項を変更しない限り、第1項の期間満了後においても、在庫整理の期間として引き続き本件商標を使用することができるものとする。

(使用許諾の制限)

第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本件商標の使用を許諾しないものとする。

(1) 本件商標の使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認めるとき。

(2) 本件商標のイメージを損なうおそれがあると認めるとき。

(3) 立体物で、その表現が本件商標の立体物と認められないとき。

(4) 宗教的行事、宗教的活動、政治活動等に使用するとき。

(5) その他本件商標の使用が適当でないと認めるとき。

(使用許諾契約の取り消し等)

第5条 町長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用許諾を取り消すことができる。

(1)使用者がこの要綱またはこの要綱に基づく取り扱い要領に違反したとき。

(2)使用者が第2条第3項の使用許諾の条件に違反したとき。

(3)前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 町長は、前項の規定による使用許諾の取消しにより使用者に生じた損害について、一切責任を負わないものとする。

(個人情報の取扱い)

第6条 町長は、本件商標の使用許諾にあたり取得した使用申請者の個人情報を、那賀町個人情報保護条例（平成17年那賀町条例第12号）に基づき、適正に取り扱わなければならない。

(無償使用)

第7条 本件商標の使用は、無償とする。

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第8条 使用者は、第2条の規定により使用許諾を受けた事項以外の目的に本件商標を使用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年2月21日から施行する。